

新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン(体育館)

JICA 沖縄 所長 佐野 景子

1. 基本チェックリスト

- スタッフの就業前の体調確認と報告 スタッフの手指消毒の徹底
- スタッフのマスクの着用 施設内に手指の消毒設備の設置
- 利用者に対するマスク着用願いの周知

2. 基本的な感染拡大予防策

(1) 感染症防止のための利用制限

- ・体調が優れない場合は、利用を控える。
- ・発熱や咳、頭痛等の症状がある方は、原則として入場・利用をお断りする。
- ・利用時間の制限(2時間を上限とする。)
- ・「密」を回避するため、体育館の利用者数を制限する(70人を上限とする)。運動用、講演会・講義等のいずれの場合も同じ。

(2) 対人距離の確保の方法

① 接触感染対策

- ・利用者(プレーヤーおよびプレーを待つ人を含む)同士の間隔をできるだけ2m以上に保つ。
- ・握手・ハイタッチなどの接触を避ける。
- ・活動前、休憩時、活動後等に、こまめな手洗いや、うがいを行い、手指アルコール消毒等の実施をお願いする。
- ・タオルや飲み物は各自で用意・管理し、共用しない。

② 飛沫感染対策

- ・常時、窓を開けて換気を行う。
- ・可能な限り、近距離での会話や発声を避ける。
- ・お互いの距離をできるだけ2メートル程度あける。
- ・咳エチケットを徹底し、利用者のマスク着用をお願いする。ただし、運動中のマスク着用は酸欠や熱中症のリスクも指摘されており、呼吸や体調に注意して活動するとともに、十分な水分補給を行う。

(3) 施設・設備・物品等の消毒対策

- ・利用者は複数の人が触れる場所は適宜消毒を行う。特に、ベンチなどは注意して消毒を行う。
- ・利用者は貸し出しを受けた備品(バスケットボール等)の消毒を行ってから返却する。

(4) その他基本的な感染拡大予防策

- ・消毒用アルコール製剤とペーパータオル、ビニール袋は利用者が持参する。
- ・更衣室、ロッカールーム・シャワー室は当面の間、閉鎖(利用不可)する。利用前後の体育館(付属施設含む)及びセンター施設内での着替えは控える。
- ・唾液等が付着するゴミは、持参したビニール袋に入れて密封の上、ゴミ袋に入れて持ち帰る。
- ・利用後は、必ず石鹸と流水で手洗いをを行う。
- ・体育館における飲食(水筒、ペットボトル等キャップ付き容器による水分補給を除く)は禁止する。
- ・感染予防対策の掲示(本ガイドライン、その他ポスター等)により注意喚起する。

新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（グラウンド）

JICA 沖縄 所長 佐野景子

1. 基本チェックリスト

- スタッフの就業前の体調確認と報告 スタッフの手指消毒の徹底
- スタッフのマスクの着用 施設内に手指の消毒設備の設置
- 利用者に対するマスク着用願いの周知

2. 基本的な感染拡大予防策

(1) 感染症防止のための利用制限

- ・体調が優れない場合は、利用を控える。
- ・発熱や咳、頭痛等の症状がある方は、原則として入場・利用をお断りする。
- ・「密」を回避するため、グラウンドの利用者数を制限する（200人を上限とする）。

(2) 対人距離の確保の方法

① 接触感染対策

- ・プレーヤーおよびプレーを待つ人同士の間隔をできるだけ2m以上に保つ。
- ・握手・ハイタッチなどの接触を避ける。
- ・活動前、休憩時、活動後等に、こまめな手洗いや、うがい行い、手指アルコール消毒等の実施をお願いする。
- ・タオルや飲み物は各自で用意・管理し、共用しない。

② 飛沫感染対策

- ・可能な限り、近距離での会話や発声を避ける。
- ・お互いの距離をできるだけ2メートル程度あける。
- ・咳エチケットを徹底し、利用者のマスク着用をお願いする。ただし、運動中のマスク着用は酸欠や熱中症のリスクも指摘されており、呼吸や体調に注意して活動するとともに、十分な水分補給を行う。

(3) 施設・設備・物品等の消毒対策

- ・利用者は複数の人が触れる場所は、適宜消毒を行う。特に、ベンチなどは注意して消毒を行う。
- ・利用者は貸し出しを受けた備品の消毒を行ってから返却する。

(4) その他基本的な感染拡大予防策

- ・消毒用アルコール製剤とペーパータオル、ビニール袋は利用者が持参する。
- ・更衣室、ロッカールーム・シャワー室は当面の間、閉鎖（利用不可）する。利用前後のグラウンド（付属施設を含む）及びセンター施設内での着替えは控える。
- ・唾液等が付着するゴミは、持参したビニール袋に入れて密封の上、ゴミ袋に入れて持ち帰る。
- ・利用後は、必ず石鹸と流水で手洗いをを行う。
- ・グラウンド（付属施設を含む）における飲食（水筒、ペットボトル等キャップ付き容器による水分補給を除く）は禁止する。
- ・感染予防対策の掲示（本ガイドライン、その他ポスター等）により注意喚起する。